



Wave

ウェーブ

No.13

発行 : 全国司法書士女性会

事務局 : 司法書士法人 鶴川事務所 内

〒569-1117

大阪府高槻市天神町 1-8-2

寺本ビル 2 階

TEL : 072-683-0283

FAX : 072-683-8305

全国司法書士女性会 お問い合わせ先 e-mail : takatsuki@office-ukawa.jp

全国司法書士女性会 ホームページ <http://shihosyoshi-joseikai.com>

私達の声は、大きな波となり、願いが叶う日がきっと来る！



【第22回総会・第25回女性の集い】

2021年10月23日(土) Web開催いたします

今年も桜が満開となりました。

コロナのため、人々が会うこと、話することが困難な状況にあり、今年も京都にみなさまをお招きできなくなりそうで残念です。

選択的夫婦別姓は現在自民党にて検討いただいております、良い結果に収まることを祈るのみです。また、自民党以外の政党には皆様選択的夫婦別姓に賛同いただいております、早期実現が近いと思います。

全国司法書士女性会では、公的証明制度の実現に向けて活動してきました。今現在、住民票、マイナンバーなどに旧姓の併記ができるようになりました。旧姓を使用している司法書士さんにとって業務を行う上での不便は解消されたといえるでしょう。

しかし、旧姓使用が良いという人と選択的夫婦別姓が良いという人は分かれます。女性の中で、結婚で夫と同じ氏に変更し、仕事は旧姓とする人は旧姓使用を望みます。しかし、結婚しても氏を変えずに、仕事も普段の生活も旧姓のまま過ごしたいという人はいます。この場合、選択的夫婦別姓の制度がどうしても必要となります。同じ女性でも異なるため、公的証明制度と選択的夫婦別姓の双方が必要です。

また、戸籍の氏名にフリガナ表記がされる動きがありますが、是非今回の戸籍法の改正に加えていただきたいと考えています。この場合の筆頭者は夫婦いずれも可能で、さらに別姓希望の場合は配偶者の欄に自らの氏名が記載され

るだけというのはいかがでしょうか。

次に相続登記が強制されそうです。3年以内にできない場合には過料がかされるかもしれません。そこで女性会では従前より成年後見制度と並行して、未成年者のように特別代理人制度を利用できないかとの検討に入るべきと考えています。

遺産分割が高齢社会、認知の低下で順当にいかない状況で、相続登記だけ強制することとは受け入れられないと思うからです。

人は永遠に生きることは不可能です。そんななかあれほど気丈で、元気で、みんなのアイドル的存在だった全国司法書士女性会の理事の三宅さんとお別れしました。残念です。さみしいです。でも、人は、今生きていることをもっと喜んでと教えていただいたようにも思っています。

毎日は、大切な一日です。一期一会を大切に、明るく笑顔で行きたいと思います。

全国司法書士女性会 会長 鶴川 智子

1. はじめに

不動産登記簿の記録により所有者が直ちに判明せず、または判明しても連絡がつかない土地(以下「所有者不明土地」という。)が増え、その土地が社会に及ぼす悪影響が問題になっている。本稿執筆中の2021年3月末現在、この問題への対応の一つとして「民法等の一部を改正する法律案」が第204回国会に提出されている。以下において、この法律案に盛り込まれているもののなかから、不動産所有権の相続等による移転にかかる登記(以下「相続登記等」という。)の申請を相続人に義務づける制度の新設に関して、その背景と概要を紹介し、一部意見を述べる。

なお、以下において「改正案」というときは、上記法律案の第2条、不動産登記法の規定の一部を改正する案を指すものとする。

2. 相続登記等の申請の義務化の必要性

(1) 所有者不明土地問題

土地の所有者またはその所在が不動産登記簿の記録から直ちに判明しないことが、社会に当然に害を及ぼすことになるわけではない。そのような状態であっても、所有者が適切に土地を管理しているならば、社会に具体的な被害が生ずることは普通ない。

そうであっても、たとえば他人の土地の取得や利用を望む者がある場合、その者は、その土地の所有者への連絡を試みるはずである。不動産登記の制度は、そういった際に手掛かりとされるべきものとして設けられている。そうであるのに不動産登記簿の記録から所有者またはその所在が判明しなければ、所有者に連絡をとるために、事情を知ると思われる者を見つけて聞き取り調査をすることなど余計な探索作業が必要になる。これにはコスト(手間、時間、費用)がかかる。公共事業、災害復興、再開発などの社会的に有益な目的のために土地の利用や取得が試みられる場合には、このコストは社会の利益を害するものになりうる。土地の利用や取得が個人的利益のためであるとしても、個々の取引コストの増大とその社会的蓄積は、取引の停滞を招き、土地の利用を阻害する要因になりうる。

また、土地の所有権を取得した場合にその旨の登記を得ることは、その土地の適切な管理を継続するための基本的前提ともいうことができ、その登記がされないことは、土地の管理不全への第一歩となることがある。実際、所有者不明土地のなかには、管理不全の状態にあるものが少なからずある。その状態にある土地は、近隣住民の迷惑、治安悪化、国土荒廃を招く原因になりうる。

所有者不明土地の総面積が九州本島の面積を超えるとされる状況になり、上に述べたような問題が現実化している。しかも、座視するならば所有者不明土地が増え続け、問題がさらに深刻になることが確実視されている。

(2) 所有者不明土地問題

1) 不動産登記簿の記録から直ちに不動産の所有者とその所在を知ることができるようにするためには、当然のことながら、登記簿に、現在の所有者が正しい氏名(名称)で登記名義人とされ、かつ、その者につき現住所が住所として記録されている必要がある。これは、土地の所有権が取得されたときにはその旨の登記がされ、登記名義人の氏名(名称)または住所が変わったときにはその旨の登記がされることによって実現される。

2) 不動産の所有権を取得した旨の登記は当事者の申請によってされることになっており、現行法上、その申請をしないことによる不利益は、その所有権の取得を第三者に対抗することができないこと(民法177条)に限られる。そのため、取得した不動産について何らの取引も想定しないのであれば、その取得の登記の申請をしなくても所有者にとってとくに不都合はない。それどころか、登記の申請には手間、時間、費用を要するから、取引の予定がない間は登記の申請を見合わせる事が合理性のある態度といえなくもない。

土地の所有権の取得の原因は数多くあるが、上に述べたことは、その原因のいずれについても同じように当てはまる。もっとも、自ら望んで土地の所有権を取得した者は、その土地の利活用を考えていること、将来も含めてその取得の効果が損われないようにすることが通常である。そのためには登記を備える必要があることから、自発的な登記の申請を期待することができる。実際、売買等の取引により土地の所有権を取得した者がその旨の登記の申請をしようしない例は、問題視すべきほどの数に及んでいない。長年にわたり土地を占有し続けた結果として時効により土地の所有権を取得した者についても、その取得を知ったときは同様である。そこで、これらの場合については、現在の扱いを変える必要はない。

それに対し、土地の所有権の取得が、最終的には取得者の意思にもとづくことになるとしても、受動的な結果にすぎないとみることが適切な場合もある。これは、相続による土地の所有権の取得について典型的に起こりうる。相続放棄によりその所有権の取得を免れることはできるが、相続財産に属する特定の財産についてのみ相続による承継を拒むことはできない。また、特定の土地の承継を免れるためだけに相続放棄がされることはまずなく、それを期待することも適当でない。そのため、相続による所有権の取得は相続の承認によって確定し、その承認は相続人の意思にもとづく法定的に整理することができるとしても、相続人が相続財産に属する特定の土地の所有に関心をもたないことがある。それどころか、取得を迷惑に感じていることすらある。こういった場合には、その所有権の取得について登記の申請がされないままになっても、何ら不思議ではない。そこで、登記の申請を促す方策を講ずることが必要になる。

登記申請の負担を軽減することがその方策の一つであることに、疑いの余地はない。しかしながら、土地の所有に無関

心な者、土地を押し付けられたと感じている者は、軽減されたとしても負担が伴う以上、任意であるならばやはり登記の申請をしないことになりがちであろう。こういったことを考えると、登記の申請を広い意味で強いることも必要になる。そこで、同様または類似の問題があると考えられる建物も含め不動産一般につき、一定の原因による所有権の取得にかかる登記の申請を義務とし、その義務に違反した者に過料を科すこととされた。

3) 所有権の登記名義人の氏名(名称)または住所の変更の登記についても、登記名義人が意義を感じないために申請をしないままにしがちであること、任意の申請を待つだけでは状況の改善を見込みがたいことは、不動産所有権の相続等による取得にかかる登記と同じである。そこで、所有権の登記名義人の氏名等の変更についても、登記の申請を義務とし(改正案76条の5)、その義務に正当な理由なく違反した者に過料を科すこととされた(改正案164条2項)。

もっとも、所有権の登記名義人の氏名等については、登記官が住民基本台帳ネットワークや商業登記等の連携システムを利用して変更の情報を収集することができることとし、その収集の結果にもとづいて職権により変更の登記をすることができることとされた(改正案76条の6)。氏名等の変更の登記の申請の義務化は、この登記官による情報収集と職権による登記に法的基礎を与えるためのものと位置づけられており、義務違反による過料の制裁が現実の問題になる場合はごく限られる。すなわち、登記官の職権による登記は、登記名義人が自然人である場合には、登記名義人の申出があるときにすることとされ、その申出は登記官からの確認を受けてされることが想定されている。そのため、変更の登記の申請を怠ったことについて「正当な理由がない」ときとは、登記名義人が、氏名等の変更が事実であるのに、登記官からの確認を受けても職権による登記の申出をせず、自ら登記の申請もしない場合に限られる(なお、登記名義人が法人である場合には、登記官は、商業登記システム等から変更があったことの通知を受けたときは、法人に確認をすることなく職権で変更の登記をすることができる)。そのため、同じく登記の申請の義務化といっても、相続等による所有権の取得にかかる登記の申請の義務化と氏名等の変更の登記の申請の義務化とでは、実質が大きく異なる(以下では、氏名等の変更の登記の申請の義務化には立ち入らない)。

3. 相続登記等の申請の義務化

(1) 義務化の対象となる登記と義務化の内容

1) 申請が義務づけられることになる権利の登記は、相続による所有権(共有持分を含む。以下同じ。)の取得の登記と、相続人が受遺者である場合の遺贈による所有権の取得の登記である(改正案76条の2第1項・第2項)。ここにいる相続による取得の登記とは、単独相続の場合を含めた法定相続分での取得の登記(以下「法定相続分での登記」ということがある。)、指定相続分での取得の登記(ただし、実務上、相続分の指定を伴う特定財産承継遺言による当該特定不動産の取得の登記を除き、この登記をすることはで

きないとも聞く。そうであれば、この登記の申請の義務化は問題にならない。そのため、以下では、(2)4)で述べることを除き、この登記には触れない。)、遺産分割による取得の登記(以下「遺産分割による登記」ということがある。)および特定財産承継遺言による取得の登記をいう。

これらの登記について申請が義務とされたのは、2(2)2)において述べた事情による。すなわち、単独相続または共同相続による取得、特定財産承継遺言による取得および遺贈による取得は、放棄(民法938条・986条1項)により免れることができるものの、受動的であることも珍しくない。遺産分割による取得についても、相続財産に属する他の財産の取得といわば引換えにやむを得ずされることがある。そこで、これらの登記の申請が義務とされた。

遺贈による取得の登記の申請は、相続人が受遺者である場合に限って義務とされる。相続人が受遺者の場合、特定財産承継遺言による取得か遺贈による取得かは、遺言の解釈によって定まることから、いずれであるかが長く確定しないことがある。そのため、義務の安定的な履行(したがって、されるべき登記がされること)を確保するには、相続人に対する遺贈の場合を特定財産承継遺言による相続の場合と同一に扱うことが望ましい。そこで、義務化の対象とされた。

2) 相続登記等の申請は、いずれも、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内にしなければならない(改正案76条の2第1項・第2項)。ただし、後に4(1)において述べる相続人である旨の申出を期間内にした者は、遺産分割による登記の申請を除き、相続登記等の申請の義務を履行したものとみなされる(改正案76条の3第2項・第4項)。

遺産分割による登記の申請は、法定相続分での登記または相続人である旨の申出によりされる付記登記(以下「相続人申出の付記登記」という。)がされているか否かにかかわらず、遺産分割の日から3年以内にしなければならない(改正案76条の2第1項・第2項)。もっとも、法定相続分での登記がされているときは、遺産分割により法定相続分を超える権利を取得した者だけがこの義務を負う(改正案76条の2第2項)。

以上に述べた登記の申請の義務を負う者は、代位者その他の者の申請または囑託によりその登記がされた場合は別として(改正案76条の2第3項)、正当な理由がないのにその義務を怠ったときは10万円以下の過料に処せられる(改正案164条1項)。「正当な理由がない」ことが過料の積極要件であり、義務者が過料を免れるために登記の申請をしなかったことにつき「正当な理由がある」ことの証明を要するのではない。

3) どのような場合に「正当な理由がない」とされるかは、現時点では明らかでない。

相続等によって不動産の所有権を取得した者が、その取得を知った後、登記の申請をする前に事理弁識能力を欠く常況またはその能力が著しく不十分な状態となったが、後見開始または保佐開始の審判がされていない場合のように、当該状況にある者につき一般的に登記の申請を期待し難

い場合は、「正当な理由がない」場合にあたらないとされるべきである。それに対し、当該状況にある者につき一般的に登記の申請を期待し難いとはいえないときは、「正当な理由がない」とされてよいように思われる。

(2) 若干の具体例

1) こういった定めによって、相続人がいつまでにどのような登記の申請をしなければならないかは、場合により異なり、さまざまである。以下では、甲土地を所有するZの死亡によりA、B、Cがその相続人となり、A、B、C全員が、Zが死亡した日にその死亡の事実と自己が相続人であることを知ったことを前提に、代表的な場合にどのようなかを述べる。その際、複雑になることを避けるため、たとえばAについて登記の申請の義務の有無を問題とする場合には、Bの申請により法定相続分での登記がされるなどA以外の者の申請または嘱託によって登記がされることは考慮しないものとする。

2) Zの遺言がない場合において、Zの死亡の日から3年以内にAが甲土地を単独で取得する旨の遺産分割がされたときは、登記の申請の義務を履行しなければならないのはAのみとなる。遺産分割は相続開始の時にさかのぼって効力を生ずるため(民法909条本文)、BとCは、法定相続分での登記の申請をすべき期間が経過する前に、甲土地につき権利を何ら取得しなかったこと、すなわち登記の申請をする立場にないことになるからである。したがって、Zの死亡の日から3年が経過したのに甲土地につき登記の申請が何らされていないとしても、BまたはCが過料を科されることはない。

Aは、事実としては、甲土地につきまず法定相続分に応じた持分を取得し、ついで遺産分割により所有権を取得することになる。そこで、法定相続分での登記と遺産分割による登記の両方について、申請の義務を考えることもできる。しかしながら、遺産分割が相続開始の時から3年以内に成立したことによって、法定相続分での取得は、その登記の申請をすべき期間が経過する前に、法的に起こらなかったことになる。そのため、Aについても、法定相続分での登記の申請を怠ったために過料が科されることはないと考えられる。この場合、Aは、遺産分割による所有権の取得について、遺産分割の日から3年以内に登記(法定相続分での登記がされていないときは相続による所有権の移転の登記、法定相続分での登記がすでにされているときは更正の登記)の申請をしなければならない、これを怠ったときは過料を科されることがある(過料を科されることになるのは、申請を怠ったことについて正当な理由がないときである。以下同じ。)

3) Zの遺言がない場合において、Zの死亡の日から3年が経過した後Aが甲土地を単独で取得する旨の遺産分割がされたときは、次のようになる。

このときも、遺産分割の遡及効により、結果的に、A、BおよびCが法定相続分に応じて甲土地を共有することはなかったとされることになる。しかしながら、事実として、A、BおよびCは、甲土地につき法定相続分に応じた持分をいったん

取得している。そして、その取得が覆ることがないまま、その取得につき登記の申請をしなければならない期間が経過することになる。そのため、A、BおよびCがその登記の申請の義務を免れることはない。

この場合、相続人の一人、たとえばBが期間内に法定相続分での登記の申請をすれば、その登記がされることになるため、AとCについても義務違反は起こらない。期間内に誰も法定相続分での登記の申請をしなかったとしても、Bが期間内に相続人申出の付記登記の申請をしたときは、Bは、法定相続分での登記の申請の義務を履行したものみなされる。それに対し、AとCは、登記の申請を怠ったとして過料を科されることがある。

Aは、さらに、遺産分割の日から3年以内に遺産分割による登記(法定相続分での登記がされていないときは相続による所有権の移転の登記、法定相続分での登記がされているときは更正の登記)の申請をする義務を負う。Aは、期間内にその申請をしなければ、過料を科されることがある(法定相続分での登記を怠ったことによる過料と重ねて科されることになりうる)。

4) Zが遺言によりA、B、Cの相続分を指定していた場合には、上記2)または3)の「法定相続分での登記」を「指定相続分での登記」に置き換えればよさそうに思える。しかしながら、改正案76条の2第2項は、法定相続分または代襲相続分での登記がされた後に遺産分割がされたときについてのみ定めている。そのため、指定相続分での登記がされ、その後遺産分割によりAが甲土地を単独で取得したときは、Aは、遺産分割による登記の申請をする義務を負わないことになる。この扱いは法定相続分での登記がされた後に遺産分割がされた場合と異なるが、その理由は明らかでなく、所有者不明土地の発生の防止のために遺産分割による登記がされることの重要性にかんがみれば、適当でないように思われる。ただ、これは指定相続分での登記がされたことを前提とするところ、先に触れたとおり、指定相続分での登記は実務上できないとも聞く。そうであれば、このような問題は起こらない。結局、改正案76条の2第2項は、その登記が可能でないことを前提にして理解されるべきものと考えられる。

もっとも、指定相続分での登記が可能でないとすれば、相続分の指定がある場合に、その指定による持分の取得について登記申請の義務があるか、あるとすればどのような登記の申請をすればよいかが問題になる。また、登記の申請の義務化とは異なる問題であるが、民法899条の2により、相続分の指定により法定相続分を超える相続分を得た相続人はその超える部分を第三者に対抗するためにその旨の登記を要するとされるところ、その相続人は不可能を強いられることになるのではないかと、たとえば、他の相続人の債権者が代位申請により法定相続分での登記を経てその他の相続人の持分を差し押さえるという事態に対処することがおおよそできないことになるのではないかと、という問題がある。

5) Zが、「甲土地をAに与える」旨の遺言をしていた場合

には、特定財産承継遺言による取得であるか、遺贈による取得であるか(以下、あわせて「遺言による取得」ということがある。)にかかわらず、次のようになる。

Zの死亡の日から3年以内にその遺言が明らかになったときは、BまたはCが登記の申請を怠ったとして過料を科されることはない。BとCは、そもそも甲土地につき何ら権利を取得しておらず、そのことが法定相続分での登記の申請をすべき期間が経過する前に明らかになっているからである。Aについても、甲土地の所有権を法定相続により取得した事実はなく、そのことが法定相続分での登記を申請すべき期間の経過前に明らかになっているから、法定相続分での登記の申請を怠ったとして過料を科されることはない。それに対し、遺言による取得については、Aはその取得を知った日から3年以内に登記の申請をしなければならず、これを怠ったときは過料を科されることがある。

もっとも、相続人申出の付記登記の申請により(遺産分割による登記を除く)相続登記等の申請の義務が履行されたものとみなされ、ここには遺言による取得の登記が含まれるので、Aは、Zの死亡の日から3年以内に相続人申出の付記登記の申請をしていたときは、遺言による取得の登記の申請をしなくても過料を科されることがない。Aが遺言を知る前に法定相続分での登記がされていたときは、Aは、更正の登記の申請をする義務を免れない。それに対し、Aが相続人申出の付記登記の申請をしていたときは、その義務を免れる。これは、バランスを欠くように思われる。また、相続人申出の付記登記がされても、死亡した者(ここではZ)が登記名義人であり続け、その不動産の所有者が誰であるかが登記簿の記録から明らかにならない。所有者不明土地の発生を防止するという相続登記等の申請を義務づける目的からして、相続人申出の付記登記の申請に認められる効果は過大であるように感じられる。

6) Zの上記遺言がZの死亡の日から3年を過ぎて明らかになった場合には、A、B、C全員について、法定相続分での登記の申請をする義務があるとされる状態でその申請をすべき期間が経過することになる。そのため、A、B、Cは、その期間内に法定相続分での登記の申請または相続人申出の付記登記の申請をしなかったときは、義務違反として過料を科されることがある。Aについてはさらに、Zの上記遺言を知った日から3年以内に、その遺言による取得の登記の申請をする義務があり、その申請を怠ったときは過料を科されることがある(法定相続分での登記を怠ったことによる過料と重ねて科されることになりうる)。Aが相続人申出の付記登記の申請をしていたときは別となるが、5)において述べたのと同じ疑問がある。

7) Cが相続放棄をし、AとBのみが相続人となった場合は、AとBの一方または双方の法定相続分が変わるものの、2)～6)までと変わりはない。BとCが相続放棄をし、Dが相続人となった場合、Aについては、2)～6)までと変わりはない。Dについては、登記の申請をすべき期間が相続人となったことをDが知った日から起算されることになる。

4. 義務の履行を容易にするための措置

相続登記等の申請の義務化は、理由があることであるとはいえ、国民に新たな負担を求めることになる。また、義務は、履行されてこそ意味がある。そこで、義務の履行を容易にし、または促すためにさまざまな措置が講じられている。

たとえば、相続または被相続人からの遺贈によって土地の所有権を取得した者に、一定の要件のもとでその所有権を国庫に帰属させることを認める制度が創設される(相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案)。この制度により土地所有権を国庫に帰属させるためには、土地の所有権の登記名義人による申請が必要になる。これは、相続人が相続または被相続人からの遺贈により望まない土地を承継した場合に、それでも相続登記等の申請をすることの動機づけになりうる。

また、不動産登記に直接関わる主な措置として、以下のものがある。

(1) 相続人申出の付記登記の制度の創設

まず、相続登記等の申請の義務を負う者は、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨および自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができるものとし(改正案76条の3第1項)、この申出をした者は、遺産分割による登記を除く相続登記等の申請の義務を履行したものとみなすこととされている(改正案76条の3第2項・第4項)。

Zが死亡しA、BおよびCがその相続人である場合に、Aが法定相続分での登記の申請をするためには、持分が記録されることになるために、一般に、Zの出生から死亡までの戸除籍謄本、A・B・C全員の戸籍謄本、A・B・C全員の住民票の写しを添付する必要がある。この添付が面倒であることもある。それに対し、相続人申出の付記登記では申出人が登記名義人の相続人であることが記録されるだけであり、持分は記録されないため、Aがその申請をする場合には、Zに関してはその死亡を証する戸除籍謄本を添付するだけで足り、また、他の相続人(BおよびC)の戸籍謄本・住民票の写しを添付する必要もない。たとえば、AがZの配偶者であるときは現在の戸籍謄本と住民票の写しのみで足り、AがZの子であるときは、Zの死亡を証する戸除籍謄本、Zの氏名が記載されているAの現在の戸籍謄本および住民票の写しで足りる。したがって、相続人申出の付記登記の申請により(遺産分割による登記を除く)相続登記等の申請の義務が履行されたものとみなすことは、相続登記等の申請の義務化による国民の新たな負担を軽減することになる。

しかしながら、相続人申出の付記登記は、所有者不明土地の新たな発生の防止という観点からは、大きな問題を孕みうることに留意する必要がある。

相続人申出の付記登記は、権利関係を何ら公示するものではない。また、その付記登記において記録された相続人が死亡した場合、その死亡した者について、その相続人である旨の申出があったことが付記されることになりうる。これで

は、登記簿の記録から不動産の所有者とその所在が直ちに明らかにならず、その記録から所有者探索の端緒が得られることになりうるというにとどまる。また、この付記登記に記録された相続人の氏名と住所については、現状では、所有権の登記名義人の氏名等と異なり、登記官による変更情報の収集とそれにもとづく職権による変更の登記は予定されていない。そのため、相続人の氏名または住所に変更があっても、その記録がされないままになるおそれがある。これでは、所有者探索の端緒としての意味も限定的なものになりかねない。さらに、3(2)5)において述べたように、相続人申出の付記登記の申請に認められる効果は過大である疑いがある。

これらのことからすれば、相続人申出の付記登記という新たな制度は、その使われ方次第で、所有者不明土地の新たな発生原因となり、所有者不明土地問題をいっそう深刻にすることになりかねない。そうならないように、相続人申出の付記登記について、相続登記等の申請の義務を容易に免れることができる便利なもの、とくに遺産分割の対象とすることを予定していない不動産についてはこの申請さえしておけばよいもの、といった捉え方がされないようにする必要がある。相続人申出の付記登記の申請は、あくまで、本来すべき相続登記等の申請を期間内にすることが難しい場合に、義務違反となることを免れるために一時的に用いられるべきものであって、相続登記等の申請に代わるものであるという理解がされてはならない。

(2) 登記権利者による単独申請の拡大

つぎに、相続を契機とする不動産所有権の移転にかかる登記について、登記権利者が単独で申請することができる場合が拡大されている。具体的には、法定相続分での登記がすでにされている場合において、①遺産分割による所有権の移転にかかる登記、②相続の放棄による所有権の移転にかかる登記、③特定財産承継遺言による所有権の移転にかかる登記、法定相続分での登記がされているか否かを問わず④相続人を受遺者とする遺贈による所有権の移転にかかる登記について、登記権利者による単独申請が認められることになる。

①～③の登記は、法定相続分での登記がされていなければ、現在でも、実務上、登記権利者による単独申請が認められている。そこで、①～③については、実務の運用を変更して、更正の登記として単独申請を認めることとされている。それに対し、④については、これを認める実務はない。そこで、不動産登記法にこれを認める旨の規定が新たに設けられる(改正案63条3項)。

以上の結果として、今回の法改正により義務化の対象とされる不動産所有権の移転にかかる登記の申請は、すべて、登記名義人が単独ですることができることになる。したがって、他人の協力を得られないために登記の申請をすることができず義務に違反した状態になるおそれはない。

(3) 所有不動産記録証明制度の創設

さらに、自ら所有権の登記名義人となっている者またはその者の相続人その他の一般承継人から登記官に対する請求により、その者が所有権の登記名義人として記録されている不動産の一覧を証明する書面を交付する制度(所有不動産記録証明制度)が設けられる(改正案119条の2)。

この制度の利用により、相続人が被相続人の有していた不動産を知らず、そのために相続登記等の申請がされないままになるという事態が減ることが期待される。

5. おわりに

以上に述べた相続登記等の申請の義務化は、所有者不明土地の発生を防止するために必要なことであると考えられる。しかしながら、この義務化だけで所有者不明土地の発生を十分防止することはできないとはいえない。

上述のとおり、この義務化に伴って設けられる相続人申出の付記登記の制度の使われ方によっては、登記簿の記録から所有者またはその所在が直ちに判明しない場合がかえって増えるおそれがある。

また、義務を履行して所有権の登記がされるとしても、ある不動産について、法定相続分での登記がされた後に遺産分割がされないままになる、あるいは、遺産分割において法定相続分(または指定相続分)どおりの共有とされたためにその相続分での登記が実体的権利関係に合致する登記である、ということが数次に及んだならば、登記簿の記録から所有者およびその所在は直ちに明らかになるものの、その不動産の管理、利用、取引に多大なコストを要することは明らかであり、実質的に所有者不明と変わらない状況になりうる。こういったことにならないようにするために、不動産につき、管理処分実際にあたる者に所有権または持分を帰属させる遺産分割が適時にされ、その結果を記録する登記の申請が義務を守ってされるようにすることが重要になる。



皆様方お健やかにてお過ごしでおられますでしょうか。
暑く厳しき夏でした。しかもコロナ禍でダブルパンチの感が致しておりました。

新聞を広げると、コロナ禍の記事を見て一喜一憂。世界中の貧困。子供たちの可哀想な現状をテレビが報じているのを見るにつけ、何とかならないものかと思う。国連の存在感のないのにも心痛む。世界平和のかじ取り所の大役の場にも歯がゆさをおぼえる。

過去の歴史は伝える、人類の争いの歴史を大河ドラマは英雄を美化し、演出の懲り方に力を入れ、ドラマチックに作り上げ、視聴者を楽しみの中に引き込んでいく。されど、争いには必ず死が伴っているもの。勝者は讃えられ、敗者はけなされる。史書を紐解くに、平家物語ではないが、「諸行無常」「奢れるものは久しからず」「この理のあることを、只春の夜の夢の如し」と。皆々夢を見、野望を抱きていつかは散りゆく花の如くに、盛者必衰のあることを。

この地球上に生命をはぐくんでより六十億余年と数える。ある方が北海道で生命の誕生からの六十億余年、今日までの歳月を、グラフ状に各時代ごとにわかりやすく表されたという。人類が誕生して今日までがどれほど短いかを教示し、これからの人類の存亡、地球の温暖化、自然破壊、汚染問題、原子爆弾の脅威、世界中の格差社会等々に警告を発し、世界平和、共存共栄を訴えられた方がおられたが、このような声を世界中でもっとあげて欲しいものである。

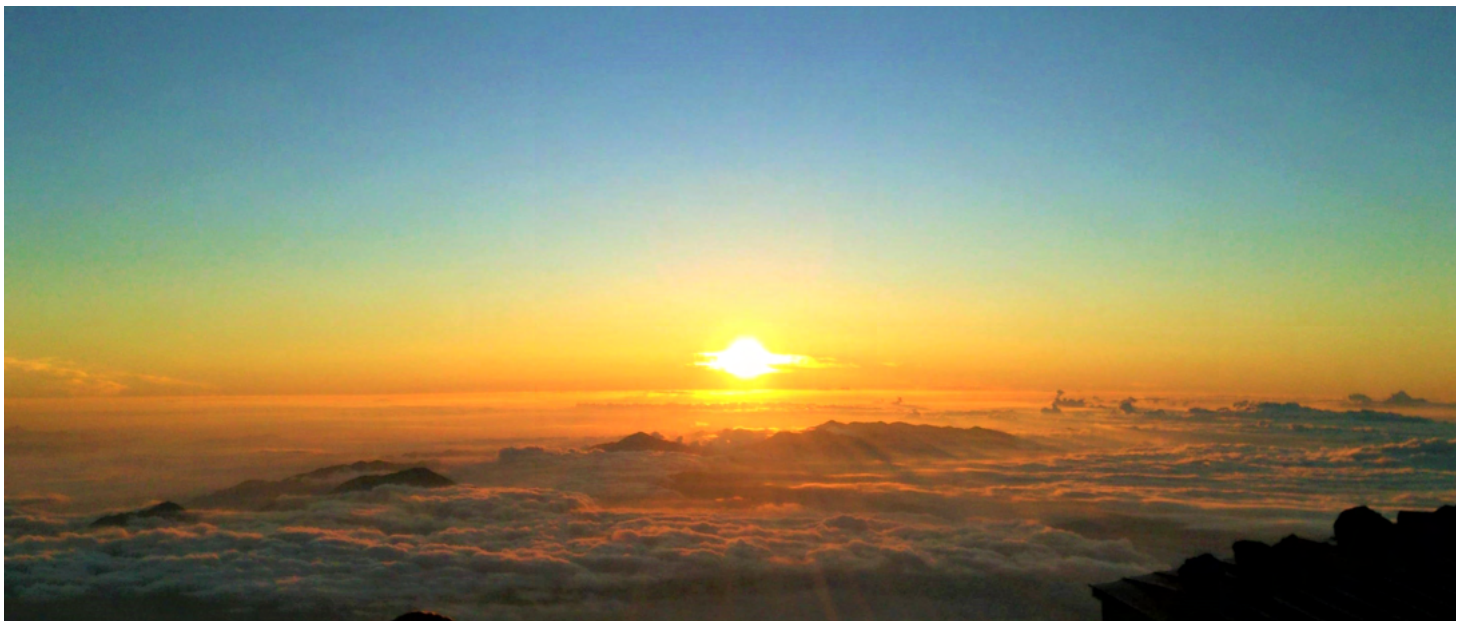
今、ノーベル賞の各賞が発表中。この原稿に向かっている時、一億人の食事にありつけない人々に食料を配っておられる団体にノーベル平和賞が贈られたと、ニュースは伝えている。うれしき限りだ。まず食べることが生命の第一。七億人の方々が飢えに苦しんでおられる。今はコロナ禍で特別な病に世界は苦慮しているが、人類は細菌に滅ぼさせるだろうと述べられた学者がおられたが、地球上からすべての細菌の撲滅は難しいと思う。世の中すべて「共に生きてゆく」という共存共

栄を図るべく、ハンドルチェンジをしなくてはならないと思われる。人類は欲望にかられ、ほどを知らぬ野望に燃える炎を消さねば、必ず滅亡し、地球上の生命体がすべて消失する恐れがあることを思う。

どうしたらよいか。「食足りて礼節を知る」で経済がもちろん大切なことは言うに及ばずだが、やはり、「教育」教えることが第一と思う。例えば刃物。使い方によっては、殺人の道具となり、使い方によっては皆を喜ばせる調理の道具ともなる。原子力もしかり。よりよき生活をエンジョイするエネルギー活用しなければならぬ。また、薬は毒にもなり毒は薬にもなる。人は、正しい教え、導きによって成長させなければならぬ。人類の平和は「教育にあり」と思う。学歴社会を助長する試験の為のカリキュラムではなく、人が人たる「人間尊重」、皆それぞれに幸福感を抱くことの出来る「人間教育」こそが今求められているのではなかろうか。福沢諭吉翁の「学問のすすめ」の冒頭の句「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」、人権を尊ぶ世にしくはないと思う。貴方は何の為に生きているのですか。次の世代に伝えるべく何を残そうとしているのですか。深く考えて欲しい。

コロナ禍が始まって三月から今日まで、いろいろなことを考えさせてもらったような気がする。コロナであつけなく死んでいった友人を目の当たりにして、しっかりと死と対峙し、八十三歳になった今、余命をいかに活かして生きてゆくか、考えさせてもらい、今からの生き方をしかと胸に改めて刻んでいる。「生あるものは必ず死がある」「死んだら絶対にリターンは出来ぬ」「生死事大」「無常迅速」「時不待人」「勿雑用心」の句が改めて頭をよぎる。

読者の方々、ご縁をいただかせてもらった皆様のご安泰を心よりご祈念いたしております。「人はすばらしい、されどおろかなもの」また、「人間は自然のうちで最も弱い一本の葦にすぎない。しかし、それは考える葦である」とパスカルの句がまたよぎる。



はじめに

法制審議会が1996年2月、選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を答申してから24年が経過したが、いまだに民法改正は実現していない。

選択的夫婦別姓に反対の理由は、当初は「家族の絆」や「夫婦の一体感」が壊れるとか、「子どもがかわいそう」などであったが、ここ数年、国会答弁で政府が法改正をしない理由に挙げているのは、「世論の動向」だけである。しかし、政府の世論調査を見ると、選択的夫婦別姓に賛成は反対より多い。しかも、男女ともに反対が賛成を上回っていたのは、70歳以上のみで、結婚で改姓を強いられる女性では、圧倒的に賛成が反対を上回っている。

国連が1975年を国際女性年と定めて以降、男女平等化は急速に進み、それに呼応する政府の男女平等施策の推進とともに、女性の職場進出の高まり、家族観や結婚観やライフスタイルの多様化が、世論調査結果に反映されてきたのである。

ところが、政治はそのことに背を向け、民法改正を求める声にも耳を閉ざし、法改正を怠ってきた。

平等と多様化は国際的な潮流

人権政策で、「世論」を理由に、政府がこれほど長く法改正しないこと自体問題であり、国連女性差別撤廃委員会は世論のみを理由に法改正しない日本政府を厳しく批判している。

そもそも、夫婦同姓の見直し論議は、戦後の新憲法制定による家制度廃止にまで遡り、法制審議会ではたびたび祖上に上ったが、答申には至らなかった。

その後、1991年の新国内行動計画に「男女平等の見地から夫婦の氏や待婚期間の在り方等を含めた婚姻及び離婚に関する法制の見直しを行う」と明記され、具体的な検討が行われてきた。これに呼応し、法制審議会は1991年に見直し作業を開始した。5年の歳月をかけ、丁寧に議論を重ね、1996年2月に法務大臣に法改正を答申したのである。

個人の尊厳や男女平等といった憲法や条約の理念に沿って見直すことが出発点であったにもかかわらず、そのことは蔑ろにされ、一部の「世論」だけが理由とされてきたのだ。

民法改正を阻む保守派の動き

法制審答申により民法改正が現実味を帯びてくると、これに危機感を持った保守派は答申の翌月、「夫婦別姓に反対し家族の絆を守る国民委員会」を設立した。保守派の激しい反対運動が功を奏し、自民党法務部会では法案提出が了承されなかった。

この国民委員会の流れを汲むのが日本会議である。そして、超党派の保守派議員は「日本会議国会議員懇談会」を発足させ、日本会議と歩調を合わせてきた。現在、安倍晋三

首相はこの懇談会の特別顧問を務めるなど、夫婦別姓の強硬な反対派として知られてきた。

また、2001年の政府の世論調査で、夫婦別姓賛成が反対を上回ると、自民党内からも法改正を求める動きが活発化した。これに危機感を持った日本会議は、日本会議の中に日本女性の会を結成した。メンバーには、夫婦別姓反対を鮮明にしていた国会議員が名を連ねた。

憲法24条改正論議と夫婦別姓

自民党憲法改正プロジェクトチーム(PT)が2004年6月に公表した「論点整理(案)」には憲法24条改正が盛り込まれていた。「婚姻・家族における両性平等の規定は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」と明記したのだ。PTでは「夫婦別姓が出てくるような日本になったということは大変情けないことで、家族が基本、家族を大切に、家庭と家族を守っていくことが、この国を安泰に導いていくもとなんだということをし、しっかりと憲法でも位置づけてもらわなければならない」という意見が出るなど、憲法24条と夫婦別姓は密接な関係であることが浮き彫りとなった。

選択的夫婦別姓を阻む安倍政権

2007年の参院選で選択的夫婦別姓に賛成の野党が過半数を取ると、その年の12月、保守派議員らが「真・保守政策研究会」を結成した。民主党政権になると、研究会は「創生『日本』」に改称し、安倍会長のもとで、夫婦別姓に反対する運動方針を採択した。2012年に政権を取って首相となつてからは、安倍首相は自身のブレインのほか、閣僚、政府の重要会議や審議会などに保守派の論客を次々に起用し、選択的夫婦別姓は絶望的な状況となった。

通称使用を主張する反対派

1997年に野党が議員立法で民法改正案を提出すると、これに反対する議員が「通称使用をオーソライズする、これでこの750条の部分については事足りると思う」として、通称使用を主張した。

2001年に政府の選択的夫婦別氏に関する世論調査で、夫婦別姓に賛成(42.1%)が、反対(29.9%)を、大きく上回ると、自民党内でも民法改正に向けた動きが活発化した。しかし、これに危機感を持った保守派議員が、民法の改正ではなく、通称の範囲を拡大する戸籍法改正を主張したため、民法改正案の提出は見送られた。

2010年に野党であった自民党は、「夫婦別姓問題」を議題とする法務部会を開き、法制審答申の民法改正案と、通称使用案について議論した。これは、民法改正を公約に掲げた民主党政権となって民法改正が現実味を帯びたことから議論されたのだが、民主党が民法改正案提出を断念した

ことで、「法案提出は尚早であり、慎重審理を求める」という意見が出され通称使用案の提出も見送られた。

2012年の衆議院総選挙で政権交代し自民党政権になると、選択的夫婦別姓に否定的な安倍内閣は通称使用の拡大に奔走した。

夫婦別姓は平等と多様化の試金石

通称使用の限界から、戸籍法改正を求める訴訟や第二次となる夫婦別姓訴訟が各地で提起された。全国の地方議会では、選択的夫婦別姓を求める請願や決議が採択され、政府には多くの自治体から意見書が届けられている。

また、国際社会からは、日本の男女格差が大きいことや

差別撤廃が進まないことなどから、厳しい批判にさらされている。

さらに、長期化した安倍政権にも綻びが出始めた。安倍首相と異なる見解の表明はタブーであったはずだが、強硬に反対していた日本会議系の議員が賛成を表明し、閣僚からも公然と賛成を主張する声が上がってきた。そのような中、市民団体や職能団体が国会議員へのロビーイングを精力的に行っている。

選択的夫婦別姓の実現は男女平等や少数者の人権が尊重される社会かどうかの試金石でもあり、多様な意見や生き方が尊重される社会かどうかの試金石と言える。

選択的夫婦別姓の実現に向け、さらなる取り組みを進めていきたい。

NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク

民法改正運動を主導してきた有志が2000年、民法改正情報を発信するメディアとしてmネット・民法改正情報ネットワークを立ち上げ、2001年からmネット通信を発行している。現在は民法改正論議を中心に男女共同参画情報を発信し、国会ロビー、講演、集会やシンポジウム開催などを行っている。

<http://www.ne.jp/asahi/m/net/>

選択的夫婦別姓制度の導入に向けて

日本女性法律家協会 会長 佐貫 葉子

日本女性法律家協会は、女性の裁判官、検察官、弁護士、法学者から構成される会員900名（現在）からなる全国組織の団体です。創立は、1950年に遡ります。当時GHQの法務部にいたアメリカの女性弁護士の示唆を受け、女性法律家10余名で設立されました。

創立後、当協会は、時代に即して司法及び法学並びに女性の地位に関する調査研究と法制定等に関する意見表明、会員相互の研修・親睦等の他、国連NGO団体への参加、他の女性団体との交流、市民のための法律相談等の活動を続けてまいりました。会員数も上記のように増え、本年70周年を迎えました。

この間の活動や諸会員個々の仕事内容や思いについては、本年6月に発行した「日本女性法律家協会70周年の歩み～誕生から現在、そして未来へ～」(司法協会発行)に詳しく紹介されておりますので、是非お手にとりいただければと存じます。

ところで、1999年、男女共同参画基本法が制定され、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する重要課題と位置付けられました。2000年以降、働く女性の数が増え、現在は、3000万人を超え、全体の就業者の44.5%を占めるまでになっています。個人の生き方や家族の有り様も多様化し、それに見合った法制度が求められるようになりました。しかしながら他方では、伝統的な家族観や性別役割分担意識が社会の根底に根強く残っています。日本のジェンダー指数が先進国中、極めて劣位なのもその表れでしょうし、選択的夫婦別姓制度導入を内容とする要綱案が法務省で策定されてから20数年たっても実現しないのもその一つの表れだと考えます。女法協は、会の性格上社会への意見表明

については抑制的な姿勢を貫いてきましたが、婚姻制度の見直しに関する一環として、選択的夫婦別姓制度については、下記のように意見表明をしてきました。

①1995年1月20日、法務省民事局参事官より公表された「婚姻制度等に関する民法改正要綱案」に対し、選択的夫婦別姓規定の導入に賛同する野田愛子(元札幌高裁長官)会長名の意見書を同局同参事官に提出。

②1997年10月、法制審議会が前年法務大臣に答申した、選択的夫婦別姓導入等を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」に基づいて、民法改正の早期実現を求める横溝正子会長名の要望書を衆・参両院議長、法務大臣、女性の国会議員に提出。

③2016年3月、選択的夫婦別姓と再婚禁止期間廃止を内容とする民法の早期改正を求める紙子達子会長声明を発表。

以上のように、女法協においても選択的夫婦別姓制度の実現は、長年の悲願ともいえる課題の一つでした。(その他の課題であった非嫡出子の相続分差別や女性の再婚禁止期間の問題は、最高裁判決もあって少なくとも前者については解決されています)。

既に最新の世論調査によれば、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成の意見が圧倒的多数となり、特に婚姻年齢の50歳以下の女性では8割以上の数が賛成の意向を示しています。賛成に向けた国民意識のうねりを感じます。

何としても導入を実現すべく貴協会と連携していきたいと考えます。

2020年9月

2020年9月19日(土) 各士業女性合同研修会を開催致しました

令和2年度も例年行事となっている各士業女性合同研修会、当会の総会及び研修会が開催されました。今年度は新型コロナウイルスの影響により中止も検討されましたが、こんな時だからこそという強い思いにより、ZOOMを使ったWEB配信形式にて開催されました。全国に会員がいる当会にとっても、新しい時代のあり方として、今後もWEBも積極的に活用し、活動や交流を盛んにしていきたいと思います。

全国司法書士女性会 理事 竹原 久美子

令和2年度各士業女性合同研修会に参加して

全国司法書士女性会 理事 竹原 久美子

開催日時：2020(令和2)年9月19日(土)13時～
上記のとおり本年度の各士業女性合同研修会が行われ、第一部は「コロナ時代の顧客の心のつかみ方」と題して、平田進也氏(株式会社日本旅行西日本営業本部担当部長)が講演されました。本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ZOOMを使ったWEB配信により開催されました。

講師の平田氏は、メディアなどにも出演する著名な方ですが、現在も現役の添乗員として活躍されています。大手旅行社では異例の企画から添乗までを一貫して担当し、会社公認のファンクラブもあるとのこと、平田氏と行くツアーは発売直後に即完売となる程の人気だそうです。

平田氏は、自身の経験を基にたくさんのエピソードを紹介してくれました。例えば、北欧へ1週間を超えるオーロラツアーに行く際は、10kgのお米を抱えていくとのこと。ツアーの中盤、宿泊先のキッチンを借り、自身でおにぎりを握り、差し入れをする。連日同じような食事に飽きてきたお客さんは、疲れもピークに達していた丁度その時差し出されたおにぎりに驚き、喜び、

感動し、元気を取り戻す。ツアー中参加者の誕生日を祝うときなども、ケーキなど自身で手作りされるそうです。自らが動くことの労苦を厭わない、そして常に顧客の目線で考えている、これが正に顧客の心をつかむ秘訣かなと感じました。

そしてとにかく話が軽妙で面白い！研修ではなくツアーに参加したような、もっと聞きたいと思うくらいあっという間の時間でした。

各士業の研修会は、当女性会の会員や他士業の方との交流・懇親の場でもありますので、集合開催が出来なかったことは残念なことではありましたが、今回のようなオンラインによる開催も、私のように遠方在住者にとっては気軽に参加できる有難い機会でした。講師の方の表情等も近くで感じられる等オンラインのメリットもあると思いました。

今年度はコロナの影響で開催準備も例年通りとはいかず苦労があったかと思います。準備にあたって頂いた役員の方々にはそのご尽力に感謝するとともに、今後も更に全国各地からの参加・交流が広がっていけば良いなと感じました。

弁護士業における新型コロナウイルスの影響

弁護士 日野田 彰子

新型コロナウイルスの弁護士業務への影響

- 子どもたちの休校・休園により弁護士が出勤できない
弁護士5名中4名に影響
- 緊急事態宣言に伴う裁判所業務の縮小→再開後の混雑
緊急事態宣言中のほぼすべての期日が取消しとなり、期日未定の状態に。
宣言解除後、期日指定が再開するも、混雑のため期日が決まらない！
- 特に、三密になりやすい家庭裁判所は現在も非常に混雑している。(通常1か月毎の期日が、現在は2か月毎くらい)
- 相談者・依頼者と面談できない
相談室は基本的に密室であり、感染症対策が難しい。他方で、特に新件相談は、面談なしに対応することが難しいことも多い。

弁護士業務のIT化

- 事務所メールの携帯電話への転送

- 受信FAXのメール転送
- 事件記録のPDF化
裁判所提出書面等はすべてPDFに。依頼者との相談メモ・期日メモ等もPDFやWordデータにて作成
- 各弁護士の携帯電話の内線化
個人の携帯電話番号ではなく、事務所固定電話の番号で発信できる。
→コロナ後は、電話打合せが増加。

モバイルPC一台で、いつでもどこでも働ける働き方へ。

プロフィール：

弁護士法人 古川・片田総合法律事務所 南森町事務所

弁護士 日野田 彰子

2008 弁護士登録

2019 弊法人南森町事務所開設に伴い

京都弁護士会から大阪弁護士会へ登録替え

幼稚園児・小学生の子育て中

新型コロナウイルスの影響で・・・

- ・「ご依頼者と直接会うことができない」
- ・登記案件～本人確認することができない
- ・相続・債務整理案件～相談することができない

新型コロナウイルスの司法書士業務への影響

不動産登記業務：大きく減少

- ・海外から資材が届かず、住宅メーカー・工務店では完成させられないため契約が一時的にストップ
- ・大手不動産仲介会社が営業活動を休止、決済のリスクやキャンセルが頻発。
- ・4月・5月は例年に比べ30～40%程度の減少。

相続・財産管理業務：20～40%の減少

- ・3月度から問合せ件数、受任件数が減少。
- ・「コロナが怖いので面談したくない」と、直接面談を避けるご高齢者が激増。
- ・介護施設、病院での面談が完全にストップ。
- ・裁判所の業務がストップ ⇒ 成年後見人が決まらない。

その他（債務整理：増加傾向、商業登記：減少傾向）

- ・顧客は直接の面談を避ける傾向
- ・セミナー相談会などのイベント集客は、ほぼ年内中止。
- ・債務整理分野に関しては、個人案件は増加傾向、法人関連も増加か。

弊法人が実際に行った対策

- ① 在宅勤務の導入
- ② 時差出勤の導入
- ③ 全体会議、MTGの形態をオンライン会議に
- ④ 来客予約に拘らない
「出張相談」・「オンライン面談」の徹底
- ⑤ 罹患しても全滅しない体制の構築～別部屋
- ⑥ 消毒液、飛沫防止パネル、社員の検温等の徹底

コロナ禍をきっかけにデジタルシフト

- ① 来所しない電話相談、オンライン面談へのシフト
 - ・緊急事態宣言により、業務の在り方自体が変化。
 - ・WEB面談が業務を変革。
 - ・依頼者全般が高齢化していることがネック
- ② 講演はハイブリット化
- ③ デジタルシフトとテレワークの推進
 - ・一部テレワークを恒常化
 - ・業務のデジタルシフト
 - ・新しい人事評価制度の構築
- ④ コンプライアンス・社員教育の徹底
 - ・個人情報の漏洩対策、司法書士の守秘義務遵守

電子（バーチャル）株主総会の運営 および「令和元年会社法改正」の実務対応 ～改正 経営承継円滑化法の考察を含めて～

全国司法書士女性会 理事 大津 則子

今年の集い・総会は、令和2年10月17日にWeb(ZOOM)で開催し、今川嘉文 龍谷大学法学部教授を講師に迎え研修会を行いました。

第1章

「令和元年会社法改正」の検討と実務対応

改正の概要

1) 成年被後見人を取締役等の欠格事由とすることの削除
成年被後見人は取締役等の欠格事由となり成年後見制度の利用を躊躇という指摘があった。成年被後見人が取締役・監査役等に就任するには、成年後見人が、当該成年被後見人の同意を得たうえで、成年被後見人に代わって就任の承諾する。

登記申請には、成年後見人作成の就任承諾書、成年被後見人の同意書、成年後見登記事項証明書を添付。

2) 会社の登記

会社の支店所在地の登記廃止。

新株予約権の登記事項の変更。上場会社の取締役報酬として無償で権利行使ができる旨の定めがある場合等。

3) 代表者の住所の登記に関する附帯決議

平成31年2月の法制審議会の附帯決議に基づいて、代表者の住所の登記情報の閲覧について今後の改正項目。代表者の住所が記載された登記事項証明書、利害関係を有する者のみ住所記載される。利害関係は施行規則に記載されるだろう。

4) 商業登記法の改正 登記手続における印鑑届の任意化

5) 「株式交付」制度の創設

新たに親子会社関係を創設する制度。A株式会社がB株式会社をA社の子会社とするために、B社株主からB社株を譲り受け、対価としてA社株式を交付する。A社とB社株主との個別取引となる。B社株が譲渡制限株式の場合、B社の譲

渡承認が必要。中小企業における他社の子会社化、迅速・低廉な大規模買収(金銭を対価としない)など活用場面。株式交付を新株発行により実行する場合、資本金等が変動する場合、登記が必要。

6) 株主総会にかかる改正

- ①株主総会資料の電子提供制度 会社のHPで提供 上場会社では義務。採用会社は登記が必要。
- ②株主提案の議案の数の制限(取締役会設置会社のみ)

7) 取締役にかかる改正

- ①取締役個別の報酬の策定義務・開示義務(上場会社又は監査等委員会設置会社)
- ②取締役報酬として株式・新株予約権を交付する場合、株式等の内容を定款又は総会決議で明確化。
- ③会社補償 新設。役員の職務執行に関し、責任追及請求を受けたことにより要する事前・事後の費用を会社が保証する契約締結。
- ④会社役員賠償責任保険 新設。役員等のために締結される保険契約の内容を総会決議事項とし契約内容の開示。利益相反取引の適用外。
- ⑤社外取締役の設置義務 監査役会設置会社である上場会社(非大会社は除く)。

8) 社債の管理

社債管理者を設置しないことが多数。社債管理補助者の設置、資格、権限等、特別代理人の選任、社債管理者との関係等の規定が新設。

9) その他

- ①責任追及等の訴えにかかる訴訟における和解で、監査役の同意を必要。
- ②議決権行使書面の閲覧等 請求理由の開示、株主が権利確保・行使に関する調査以外の目的での請求の拒否。

第2章

電子(バーチャル)株主総会の運営と留意点

- ①リアル株主総会 (従来型)物理的な場所において開催
- ②ハイブリット型バーチャル株主総会
参加型)リアル総会の開催と株主がリアル総会に出席せずネット等で審議等を確認・傍聴。留意点 議決権行使は書面・電子投票による事前行使、委任状、代理人行使。
出席型)リアル総会の開催と株主がネット等で会社法上の出席が可能。留意点 議決権行使は当日インターネット投票。なりすましの危険性の対応必要。
- ③バーチャルオンリー型株主総会 リアル総会の開催なし、取締役・株主等がネット等で会社法上の出席が可能。現行法では株主総会の「場所」を定める必要等、否定的な解釈。議決権を有する株主全員の同意が必要との見解あり。

第3章

「改正経営承継円滑化法」の検討と実務対応

改正の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」は、後継者が①その同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の過半数を保有し、かつ②その同族関係者の中で議決権が筆頭であること等を5年間維持することにより贈与税、相続税の納税猶予される。平成20年10月1日施行の従来の法では、納税猶予要件が厳格であり認定事例が少なかった。2018年および令和元年改正は事業承継税制に係る適用基準の大幅な緩和、適用資産の多様化により利用率が急増した。

①法人版納税猶予制度の改正。

個人版事業承継税制は、個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度、令和元年に創設。

②遺留分に関する民法の特例の制定。先代代表者から推定相続人および後継者への自社株の贈与につき、遺留分権利者の全員との間で、遺留分に係る一定の合意が可能。除外合意、固定合意、追加合意がある。

③事業承継のための金融支援措置として、事業承継に必要な資金に対する低利融資の特例及び信用保証の特例がある。

④経営承継円滑化法では、筆頭株主要件を満たさなければ非上場会社に係る贈与税・相続税の納税猶予または免税制度を利用できない。筆頭株主の認定は実務上重要。

テーマが広範囲に渡る研修会でした。会社法の改正点の概要が掴めたこと、ITの進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による総会への来場自粛要請、人数の制限などにより今後注目されていくバーチャル株主総会の講義は、タイムリーな内容でした。会社法改正の株式交付は、組織再編の一種として子会社を作る中小企業向けの制度であり、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律は中小企業の経営承継の為の制度、今川先生のご専門分野で、レジュメの通り制度を比較する図表が多く使用され、詳細で分かりやすい講義でした。



三宅先生との出会いは、25年以上も前、新潟で民法の勉強会があるというので参加したときでした。長いスリットの入ったロングドレスを粋に着こなして周りの人を惹きつける装いでした。そのころ私は、子供が小学校に入り、家事や育児の合間に慣れない登記の仕事をする生活に行き詰まりを感じていました。一方三宅先生は義理のお父さんが長く経営されていた地域一番の司法書士事務所を継ぐために東京から登録の移転をされ、二代目の司法書士として圧倒的な仕事量をこなしておられました。頭の回転が速く、おしゃれで、出会いの時から先生のファンになりました。先生は私の道しるべでした。司法書士会の勉強会はもちろん、各種勉強会に参加され、前方に陣取って実務や知識に基づいた質問をよくされていた。私はコバンザメのように先生の隣の席を確保して受講しました。兎に角、仕事も勉強も熱心にされ、自分の仕事とスタッフがする仕事を分け、勉強する時間を作って執務されていました。

特に債務整理分野が忙しくなったところから一緒に全国被害者交流集会へ参加したり、青年司法書士協議会の全国研修会、貸金業法改正を目指して国会議事堂前のデモ行進に参加したり、最高裁前で勤務する裁判所関係者にチラシを配ったり、船井総研の勉強会に参加したり、もちろん全国司法書士女性会にも一緒に参加しました。先生には私の視野を広げていただきました。

丁度、裁判手続きの実務的な勉強を始めたころ、中恵先生から女性司法書士に向けて女性の視点で司法書士業務の研鑽と業界の発展を目指そうではないかとの文書をもらい、全国司法書士女性会の集いに参加しました。女性会の専務理事中恵先生と事務局長滝川あおい先生の大活躍の時代を三宅先生と私は一緒に駆け抜けた。司法書士が簡裁代理権を獲得する前後の女性会の熱気やエネルギーは火山の噴火を思わせるような熱量と勢いがあった。このときから裁判事務を得意とする三宅先生は、債務整理の仕事が下火になっても、登記事件にかかわる裁判事務を積極的にされていました。交友関係も広く、全国を股にかけて勉強会に参加していたので弁護士の荏原洋子、正道夫妻や木村達也弁護士とも親しくされていました。たまに司法書士権限を越える事件があるときはスムーズに弁護士に引き受けもらえる関係性を築いておられました。

先生はゴージャスという言葉がぴったりの方でした。義理のご両親から譲り受けた数寄屋風の自宅を今どきの新築費用の3倍もかけてリフォームしたとのこと。床下には炭を敷いて、湿気取りとマイナスイオンが出るように工夫したとか。そのお宅に伺ったときは、柱のそこ、ここに生け花の材料でしかお目にかかったことのない変わった植物、トゲナスが飾られていました。ダイニングキッチンテーブルには金糸銀糸を織り込んだ帯地がそのままテーブルセンターとクッションにリメイク

して飾っており、キッチンの食洗器やオープンレンジ、水回りのトイレや浴室などは最新式のもの配置され、建物の古さと違和感ない色調の高級建具や調度品が収まっていました。派手さはないけれど、「侘び・寂」を具現化したような高級和風モデルハウスの趣でした。庭は苔むしたたずまいに植栽と庭石が配置され、池には錦鯉が泳いでいました。新潟は雪が多いので、植栽や錦鯉の管理が大変だろうななどと庶民の私は、旅行でしかお目にかかることのない手入れされた日本庭園に驚いたものです。

先生が癌になられ、それも重篤な状況とわかってから1年ほどたつたころ、鶴川会長の鶴の一声で大徳寺黄梅院の小林太玄和尚さんをお招きして新潟の月岡温泉ホテル泉慶で三宅先生を励ます会を催すことになりました。そのホテルの広い廊下に飾られている和尚さんの大作の揮毫額のご縁で、私たちは雪が残る飯豊連峰が見渡せる一番良いお部屋で過ごさせていただきました。半年前にお見舞いに伺って以来三宅先生にお会いしてなかったけれど、顔色もよく、いつもと変わらない様子で、励ます会が始まる少し前にサッと和服に着かえて小林和尚さんと写真に納まっていた。夕食についた村上牛のしゃぶしゃぶは他の人に譲り、お酒の類は一切口にせず、久しぶりに会った友人と会話を楽しんでいた。翌日の新潟空港までの帰り道を三宅先生がご自身の車で送ることになった。ホテル泉慶には大型の高級車ばかりが止まっていたが、その中でもひと際大きいアイボリーのクジラのような車が静かにスルッと玄関に入ってきて、和尚さんや友人たちを乗せるとゆるりと空港へ向かっていきました。三宅先生と出会っていろんな経験をさせていただきましたが、この一泊二日の会合も豪華で艶やかで印象深いひと時でした。振り返ると、この素敵なお姿の先生にお会いするのが最後の機会だったと思います。

もう一つ、三宅先生の生き方から感動を受け、思いを強くしたことを記します。癌を患っていることがわかったとき、すでに重篤な状況でした。先生は40冊もの癌関連の本を読み、自然療法で癌の進行を抑えようと決めました。朝起きるとウォーキング、ラジオ体操をこなし、免疫力を上げるべくゆっくり入浴して体温を上げる。午後から事務所に出る毎日を、亡くなる2か月半前まで日課にしていました。コーヒー、甘いもの、肉類、アルコールも断ち、行きつけの小料理屋さんで玄米ご飯を炊いてもらい夕食をそこでとられていました。気を遣う生活は嫌だからと新発田に来てからほとんど一人暮らしでした。馴染みの小料理屋さんで体に良いとされる食事をとることで一日を終え、ときどき県立新発田病院に血液検査をしてもらい、病状の進行状況を確認しながら過ごされていました。亡くなる5か月前に、いつかは行ってみたいと思っていた高原都市マチュピチュへの旅行へも行かれた。治療法を決め、亡くなる間際まで禁欲的な生活を続け、行きたい旅行にも行き、近くに住んでいる長男夫婦とご自身の最後の段取りを細かく話し合っ

決め、実行された。生きることに真摯に向き合い、努力して生きることは、言うは易く行うは難しです。三宅先生は、最後まで自分らしく鮮烈に生き抜かれた。

新型コロナウイルス感染症が蔓延しつつある社会を司法書士としてどのように生きていくか、誰にとっても未知の課題です。ちなみに三宅先生は新型コロナウイルスが問題になる2か月前に亡くなっているのです。今の日本の状況は全く知らずに向こうの世界に旅立たれた。だから、このような社会をどの

ように生きたらよいか聞きたい気持ちもある。笑いながら「そんなこと、自分の頭で考えなさいよ。」と言われそう。先生、向こうの世界から見ていてくださいネ。先生のように格好良くはいきませんが、最後まで私らしく司法書士を生きようと思います。

三宅美智子先生、たくさんのご厚情とお導きをありがとうございました。

三宅美智子理事様へ

全国司法書士女性会 副会長 宮原 恵子

三宅美智子理事さん、ありがとうございました。全国司法書士女性会に沢山貢献して下さい。

新潟県新発田市から、女性会の総会、研修会、役員会に、いつも元気に出席して下さいました。沢山の笑顔と沢山の意見を持って。

選択的夫婦別姓にも協力して下さいなのに、今に至っても成立していないことに、天国からびっくりしているでしょうか。安倍総理大臣は辞められましたが、たぶん、安倍内閣の継続で、まだ無理かもしれません。沢山お話しできる機会もなく、いつも忙しがって、東京、名古屋とご一緒しましたね。債務整理の話、相続の話等、多少意見が違っても楽しかったです。今、新潟にいらっしゃらないのは信じがたいです。写真は、癌で余命いくばくもないのでお会いしましょうと、京

都の大徳寺黄梅院の住職様と月岡温泉でお会いした時のものです。その時は、とても信じられないくらい元気でした。いや、元気のようにふるまっていたのですが…着物姿がとても眩しかったです。今年の6月7日には、京都の大徳寺黄梅院で小林住職様と共に三宅理事の供養の会をする予定でしたが、新型コロナウイルスの為それかかないませんでした。でも、いつか、お別れの会をしたいと思います。今年の女性会は、2020年10月17日新型コロナウイルス感染防止のためzoomにて開催です。ちょっとだけ、天国から見てください。そしてどうぞ女性会を見守ってください。ご冥福をお祈りいたします。

三宅美智子理事(2019年12月14日逝去)

未成年後見人を経験して

全国司法書士女性会 理事 布田 日斗美

私は秋田県司法書士会副会長と日本司法書士会連合会後見制度対策部未成年後見WT部委員そしてリーガルサポート未成年後見準備検討委員の三足のわらじを履いている。

私が未成年後見とかかわることになったのは東日本大震災に起因している。震災後未成年後見人を必要とする震災孤児が増え、東北ブロック司法書士会に未成年後見WTができた。先に見える後見の仕事だからと、最初に引き受けた後見の仕事が未成年後見だったことがきっかけで東北ブロックの未成年後見WTの一員となった。

現在未成年後見人を引き受けている司法書士は全国に一定数いるとされているが何のサポートもなくその業務をこなしている。日本司法書士会連合会後見制度対策部未成年後見WTではその人たちをサポートするべく、未成年後見の研修会を企画運営し、アンケート調査を行い、未成年後見のハンドブックの作成をすすめている。

またリーガルサポートでは定款を変更し、公益等認定委員会が認めてくれれば、事業として未成年後見業務を行えるようになるので、未成年後見準備検討委員会がその準備をしている。

未成年後見の仕事は子育ての経験が役に立つ数少ない

司法書士の業務であると思う。しかし子育ての経験がないと未成年後見の仕事ができないかということとはなく、私の知人の独身の司法書士は将来ある未成年の成長を楽しみながら、学校行事などにも積極的に参加し未成年後見の仕事を楽しんでいる。

私が未成年後見人を経験して感じた問題点を少し述べてみたいと思う。

① 財産引渡しについて

成年後見の終了は多くの場合本人の死亡であり、その財産は相続人に引き渡すことが多い。未成年後見の場合は、成人後に本人に財産を引渡すわけであるが、返還後、多額の財産を1年で浪費してしまったというような例もある。また親族が本人に対しお金を請求してくるような例もある。未成年後見の就任中に、未成年に対し金銭の管理等についての教育も必要だと思う。現在は成人年齢が20歳なので、多くの場合大学か専門学校の2年生の途中で成人になるが、今後成人年齢が引き下げられると高校生の時に財産を引き渡すことになる。私の経験からいけば、多額の財産を管理することに本人も不安がっているケースがあった。

② 金融機関の対応

私が引き受けた未成年後見は親族との共同後見であったが、金融機関が共同後見に対応してくれず苦慮した。そもそも未成年後見の届出に対応していない金融機関もある。共同後見の場合、1口座に2名の印鑑を届けるというシステムのない金融機関があった。共同後見は、親族後見人が単独で未成年の預貯金の出し入れを禁止し、親族の不正防止が主な理由であるが、その機能がきちんとはたせていない。未成年後見の届出ができない金融機関の言い分としては、高校を卒業後就職した未成年は、給与の振込口座を作ることができ、口座開設時に戸籍謄本の提出を求めているので、その未成年に未成年後見人がついていのかどうか確認のしようがないとのことである。銀行のシステムが追いついていないので、裁判所が共同後見の審判を出しても実現できないというもおかしな話である。金融機関が協議し統一した取り扱いをしてほしいものである。教育も必要だと思う。現在は成人年齢が20歳なので、多くの場合大学か専門学校の2年生の途中で成人になるが、今後成人年齢が引き下げられると高校生の時に財産を引き渡すことになる。私の経験からいけば、多額の財産を管理することに本人も不安がっているケースがあった。

③ 保証人問題

未成年が進学や就職等で実家を離れ、アパート等を借りるときに後見人は保証人になれないので、苦慮した。親族に引き受けてくれる方がいればよいが、保証人のいない物件を探したり、最近では保証会社に保証料を払ってお願いしたりしている。

④ 公示の方法

成年後見人の公示の方法は、現在登記制度になっているが、未成年後見人は戸籍に記載される。私が引き受けた未成年の戸籍には私の本籍と筆頭者である夫の氏名そして未成年後見人として私の氏名が記載されている。夫にはそのような公示制度になっている旨説明したが、会ったこともない未成年の戸籍に自分の名前が記載されてしまうことに対し、

司法書士でない夫に理解してもらうのはかなり難しかった。筆頭者でないものが未成年後見人に就任すると、未成年と関係のない筆頭者の名前が記載されてしまうことに対して、私は違和感を持つ。未成年後見人も成年後見人と同じように公示方法を登記制度にできないものかと思案している。

⑤ 親亡き後の問題 未成年後見と成年後見 いずれが適切な支援となるか

障がい者に後見人がつくということは、それが未成年後見であれ、成年後見であれ、本人にとって、とても重要で有意義なことであると思う。後見人がキーパーソンになって、関係機関を調整する役割も担うので、施設等の事業者や地域移行の場合にもメリットがある。

例えば親が育児放棄をしているようなケースでは、親権者がいても未成年後見の申立が認められたケースもある。一方親権者がいるため、未成年後見の申立が難しいケースでは未成年に成年後見の申し立てをしたケースも存在する。障がいのある未成年が成人に達しても本人に財産を引き渡すことは難しく、障がいのある未成年にとっては、専門職の成年後見人が長期にわたって本人の支援し、見守り続けることのメリットは大きい。施設の職員等は数年で転勤等のため交代してしまうので、切れ目のない支援を考えると、未成年であっても成年後見の申立を検討する余地はある。

ただし専門職が成年後見人に就任すると、本人の財産から報酬をいただくことになるので、本人の財産が少ない場合は、報酬が払えないという問題も出てくる。

後見の申立の動悸や理由、本人にとって解決しなければならない問題は何かを明確にし、またその子にとってどのような支援が最適なのかを考えたうえで、その子の年齢も考慮し、個々のケースごとに成年後見と未成年後見どちらを選択するか判断することが重要である。成年後見と未成年後見では申立権者や公示方法、支援できる内容に違いがあるので、その制度のメリット、デメリットを理解したうえで、その子に合った後見の選任が必要であると考えます。

令和2年春の黄綬褒章を受賞して

全国司法書士女性会 副会長 安部 康子

令和2年春の褒章授章に際して、黄綬褒章を受章いたしました。この度、私が黄綬褒章を受章できたのは、これまで、私にかかわってくださった方々のお力添えがあつてのことであり、感謝しかありません。

受章式につきましては、本来であれば、5月19日におこなわれる予定で、皇居に参内し天皇陛下からお祝いのお言葉を賜るはずでしたが、ちょうどコロナウィルスの感染が広がりつつあるときでしたので、残念ながら中止となってしまいました。そのため、褒章と褒章状は、原則郵送でおこなわれることとなりました。

その後、感染状況が落ち着いてきたためか、皇居へ参内することができるようになり、9月2日、法務省に集合して受付をした後、バスに分乗して皇居へ参内しました。天皇陛下の拝謁

はかないままでしたが、皇居内の見学をすることができました。もちろん、マスクの着用、ソーシャルディスタンス等コロナウィルスの感染予防対策はしっかりとされており、関係者の方々には、コロナウィルスの影響で、異例づくめのこととなり、大変なご苦勞をされたのではないかと思います。また、皇居内での記念撮影もマスクの着用となり、違和感を感じましたが、これもまた一つの記念となることと思います。

ここで、全国司法書士女性会とかかわりについて少し振り返ってみたいと思います。

私は、昭和57年7月に開業しましたので、今年で満38年となります。

私が開業した当時は、まだ、全国司法書士女性会のような全

国的な司法書士の女性の会は設立されておりましたが、私の所属する大分県会は、婦人部というのが既に存在しており、主に福岡県会などの九州各県会の女性会員との交流もあり、活発に交流を行っていたようです。

私自身は、大分県会での司法書士登録前から、この婦人部の先輩の方々に婦人部の研修会へのお誘いを受けるなど歓迎を受けました。入会後は県内あるいは海外へも出かけて研修や交流を深め、また、先輩の先生方には、多くのことを学ばせていただきましたが、部員の減少等により思うような活動ができなくなり廃部せざるを得なくなりました。そのとき、私が部長をしていたこともあり、廃部したことについて全員の総意によるものではありませんでしたが、残念に思っておりましたところ、ちょうどその頃、全国女性会が設立されることとなり、元婦人部の方々にも声をかけ、女性会へ入会して頂くこととなりました。

私自身が全国女性会に入会したのは、平成12年の京都で行われた全国司法書士女性の集いに参加した時だったと記憶しています。全国女性会を設立することと、全国から多くの女性の司法書士の方々が出席されている中で、九州を代表して設立時の理事を仰せつかりました。その後、副会長となり、今日に至っています。

私自身も、このように長い間女性会の役員を続けてこれとは思っていませんでしたが、女性会の役員及び会員の方々の熱意に動かされて、気づけば20年という月日が過ぎていました。

ところで、当時の司法書士界においては、平成14年の司法書士法の改正による簡裁代理権の取得により司法書士の業務が拡大し、一段と司法書士としての責任の重さを感じる事となりましたが、その後、平成16年の不動産登記法の改正によるオンライン申請、平成17年の商法の全面改正による会社

法の制定等、司法書士としての業務のありかたが大きく変わりゆく大事な時期でした。女性会でも、法改正について、議員の先生方や、日本司法書士会連合会への提言等をおこなってきました。

いま、また、司法書士界は大きな変革の時期を迎えようとしています。

全国女性会も取り組んできました、司法書士界にとって永年の懸案でもありました「司法書士の使命規定の創設」、「懲戒処分における除籍期間の創設」、「懲戒処分権者を法務大臣とする」「一人司法書士法人をみとめる」など、司法書士界にとって、大きな飛躍の年となり、同時に、一段と責任の重さを感じずにはいられません。

しかし、民法の一部改正により契約や相続、遺言など身近な手続きに関する法改正が次々に行われていますが、全国女性会が設立時から取り組んできました(選択的)夫婦別姓制度の導入については、政府は、男女共同参画社会を標榜しながら、女性の社会進出の障害の一因となっている、この制度の導入に消極的であり、20年の月日を経てもいまだに成立を見ないことについて、先進国とはほど遠く、非常に残念でなりません。

今後も、引き続き全国女性税理士連盟等の他士業の女性の間とも連携して、制度の導入に向けて活動を続けていく必要があると考えています。

とりとめもない話となってしまいましたが、この受章を心の糧として、今後も業務に励むと同時に、活動を続けていきたいと思っています。



編集後記

全国司法書士女性会 副会長 大城 節子

このところ「選択的夫婦別姓」がマスメディアに取り上げられている、賛否両論戦わせないものだ。

偏見にとらわれず正直に、何より困る人がいない社会を模索すべきであると思う。

司法書士の「使命」という軸を忘れなければ間違いはないだろう。

今さらであっても構わない、周りの人たちの意見をよく聞き・よく調べ・よく考えよう。「分かったつもり」が何よりいけない。